



市 章

大津市公報

令 和 4 年 7 月 4 日
号 外 (第 38 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

- 27 大津市手数料条例の一部を改正する条例…………… 1
- 28 大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… 1
- 29 大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例…………… 1
- 30 大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例…………… 2
- 31 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 2

条 例

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
令和4年7月4日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第27号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第52項第1号中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号ア(7)中「建築しよう」とを「認定を受けよう」とに改め、同号ア(7)の表中「工事種別」を「区分」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同号ア(イ)中「建築しよう」とを「認定を受けよう」とに改め、同号ア(イ) a の表及び b の表中「工事種別」を「区分」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同項第2号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号ア中「第5条第6項第4号イ若しくはロ又は同項第5号イ」を「第5条第8項第4号イ若しくはロ、同項第5号イ若しくはロ又は同項第6号イ」に、「増築又は改築に係るもの」を「新築に係る計画の変更の場合以外の場合」に改め、同号イ中「アに掲げる」の次に「場合」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を公布する。
令和4年7月4日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第28号

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大津市民生委員の定数を定める条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

「657人」を「664人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。
令和4年7月4日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第29号

大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市勤労福祉センター条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表市民等の部軽スポーツ室の項中「2,460」を「3,070」に、「3,300」を「4,120」に、「7,410」

を「9,260」に改め、別表第2項の表市民等以外の者の部軽スポーツ室の項中「3,700」を「4,620」に、「4,950」を「6,180」に、「11,120」を「13,890」に改め、別表第3項第1号の表中「2,460」を「3,070」に、「1,980」を「2,470」に、「3,700」を「4,620」に、「2,970」を「3,710」に改め、同号の表備考第4項中「2,460円」を「3,070円」に、「3,700円」を「4,620円」に改め、別表第3項第2号中「150円」を「180円」に、「230円」を「280円」に改める。

第2条 大津市勤労福祉センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2項の表市民等の部軽スポーツ室の項中「3,070」を「3,180」に、「4,120」を「4,260」に、「9,260」を「9,580」に改め、別表第2項の表市民等以外の者の部軽スポーツ室の項中「4,620」を「4,770」に、「6,180」を「6,400」に、「13,890」を「14,370」に改め、別表第3項第1号の表中「3,070」を「3,680」に、「2,470」を「2,970」に、「4,620」を「5,550」に、「3,710」を「4,450」に改め、同号の表備考第4項中「3,070円」を「3,680円」に、「4,620円」を「5,550円」に改め、別表第3項第2号中「180円」を「220円」に、「280円」を「330円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年7月4日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第30号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中	膳所駅前公共駐車場	大津市馬場二丁目11番30号	を	膳所駅前公共駐
	晴嵐公共駐車場	大津市粟津町7番11号		

車場	大津市馬場二丁目11番30号	に改める。
----	----------------	-------

第3条第2項中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅北口公共駐車場及び膳所駅前公共駐車場」を「駐車場」に改める。

別表晴嵐公共駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年7月4日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第31号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 次のア又はイに掲げる市営住宅の種類に応じ、それぞれア又はイに定める者（以下「親族等」とい

う。)があること。ただし、当該同居が社会通念上不自然な世帯分離又は家族構成でないと認められ、かつ、当該親族等が第7号の条件を具備する場合に限る。

ア 公営住宅及び改良住宅 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

イ 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「優良賃貸住宅規則」という。)第1条第1号に規定する同居親族等

第4条第1項第4号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「優良賃貸住宅規則」という。)第1条第3号」を「優良賃貸住宅規則第1条第4号」に、「に応じ」を「の区分に応じ」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第6号中「親族」を「親族等」に改める。

第7条第1項第2号及び第11条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じてこれらの住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。